

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年2月9日	
【会社名】	三井倉庫ホールディングス株式会社	
【英訳名】	MITSUI-SOKO HOLDINGS Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 古賀 博文	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号	
【電話番号】	03(6775)3082（代表）	
【事務連絡者氏名】	財務経理部財務経理課長 清水 祥夫	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町19番21号	
【電話番号】	03(6775)3082（代表）	
【事務連絡者氏名】	財務経理部財務経理課長 清水 祥夫	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）	
【届出の対象とした募集金額】	(第1回新株予約権証券)	
	その他の者に対する割当	0円
	新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
		8,034,750,001円
	(第2回新株予約権証券)	
	その他の者に対する割当	0円
	新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
		8,034,749,999円
(注)	第1回新株予約権証券につきましては、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は原則1円ですが、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、行使価額が変動します。第1回新株予約権証券に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、以下に定義するTOB時残存期間割合を上限の1と仮定した場合の2026年2月6日現在における見込額（上限額）であり、実際の金額は第1回新株予約権の行使の際に決定する行使価額に基づき変動します。	
	第2回新株予約権証券に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2026年2月6日現在における見込額（上限額）であり、実際の金額は第2回新株予約権の行使の際に決定する行使価額に基づき変動します。なお、2026年8月3日以前に当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合においては、以下に定義する受領金額（日興）となります。	
	また、新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は0円となります。	
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月6日付で提出いたしました有価証券届出書について、添付書類である自己株券買付状況（2026年2月9日現在）を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

自己株券買付状況（2026年2月9日現在）

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

（訂正前）

<前略>

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年2月6日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月30日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月19日に関東財務局長に提出

（訂正後）

<前略>

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月9日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月30日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月19日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年2月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項のうち、連結営業収益、連結営業利益、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の見込みについては、2025年11月7日付で修正しております。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項のうち、連結営業収益、連結営業利益、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の見込みについては、2025年11月7日付で修正しております。